

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

大 津 市 長 佐 藤 健 司

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例¹(平成 1 2 年条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 8 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)第 6 条第 1 項(同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請又は同法第 1 8 条第 2 項(同法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の計画の通知に対する審査

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額(1 件につき)
3 0 平方メートル以内のもの	1 8, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、1 7, 0 0 0 円)
3 0 平方メートルを超え 1 0 0 平方メートル以内のもの	2 7, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、2 6, 0 0 0 円)
1 0 0 平方メートルを超え 2 0 0 平方メートル以内のもの	4 1, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、3 7, 0 0 0 円)
2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以内のもの	4 6, 0 0 0 円(構造計算書の添付を要しないものにあつては、4 0, 0 0 0 円)
3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以内のもの	5 5, 0 0 0 円
5 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内のもの	9 6, 0 0 0 円

1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以内のもの	150, 000円
2, 000平方メートルを超え5, 000平方メートル以内のもの	240, 000円
5, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以内のもの	300, 000円
10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以内のもの	470, 000円
50, 000平方メートルを超えるもの	790, 000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(7) 建築物を建築する場合（(4)に掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(4) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更（以下この備考において「計画の変更」という。）をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

(6) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（(4)に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(4) 計画の変更をして、建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 当該申請又は通知（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第6項に規定する適合判定通知書又はその写しの提出がないものに限る。）に係る建築物の建築が、容易確認特定建築行為（同条第1項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）又は同法第12条第2項ただし書の国土交通省令で定める特定建築行為（同号に掲げる建築行為に該当するものに限る。）をいう。以下このイにおいて同じ。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(7)又は(4)に掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(7)又は(4)に定める金

額（容易確認特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

(7) 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
200平方メートル未満のもの	16,000円
200平方メートル以上のもの	17,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

(b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（(i)において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

(i) 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	27,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	40,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	62,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	79,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	293,000円
50,000平方メートル以上のもの	558,000円

備考 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定する。

(a) 建築物を建築する場合（(b)に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面

積

- (b) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更をして建築物エネルギー消費性能基準に適合しようとする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）

別表第18項第2号ア中「26,000円」を「27,000円」に、「11,000円」を「12,000円」に改め、同号イ中「14,000円」を「17,000円」に、「6,000円」を「6,900円」に改め、同項第3号ア中「24,000円」を「25,000円」に改め、同号イ中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第4号ア及びイを次のように改める。

ア イに掲げる場合以外の場合

床面積の合計	金額（1件につき）
30平方メートル以内のもの	19,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	29,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	36,000円
200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	39,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	47,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	66,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	85,000円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	150,000円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	190,000円
10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	290,000円
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円

備考 床面積の合計は、建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積

の2分の1について算定する。

イ 当該申請又は通知に係る建築物が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物（以下この項において「要確認特定建築行為等に係る建築物」という。）である場合 アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ⅱ)から(ⅱ)までに掲げる当該申請又は通知に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ⅱ)から(ⅱ)までに定める金額（要確認特定建築行為等に係る建築物が2以上ある場合は、建築物ごとの床面積の合計の区分に応じて定める金額を合算した額とする。）を合算した金額

(ⅱ) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものであるとき

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	81,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	127,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	161,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	201,000円
50,000平方メートル以上のもの	282,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

(ⅱ) 当該申請又は通知に係る建築物の全部が住宅の用途に供するものであるとき

a 一戸建て住宅 1件につき 4,700円

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1件につき）
300平方メートル未満のもの	9,400円

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	20,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	45,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	81,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	129,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	196,000円
50,000平方メートル以上のもの	297,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築する部分の床面積）について算定する。

- (ウ) 当該申請又は通知に係る建築物の一部が住宅の用途に供するものであるとき 住宅の用途以外の用途に供する部分について(イ)に掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について(ロ)に掲げる建築物の区分に応じて定める金額を合算した金額

別表第18項第5号中「34,000円」を「32,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第7号ア中「特定建築行為等に係る建築物以外の建築物である」を「イに掲げる場合以外の」に改め、同号アの表中「17,000円」を「16,000円」に、

「31,000円」を「30,000円」に、

200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

43,000円

を

200平方メートルを超え300平方メートル以内のもの

300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの

35,000円
43,000円

に、「64,000円」を「62,000円」に、

」
「82,000円」を「79,000円」に、「290,000円」を「280,000円」に、
「560,000円」を「550,000円」に改め、同号イ中「特定建築行為等に係る建築物」
を「要確認特定建築行為等に係る建築物」に改め、同項第8号中「32,000円」を
「30,000円」に、「19,000円」を「18,000円」に改め、同項第9号の表中

「17,000円」を「16,000円」に、

200平方メートルを超え500平方メー
トル以内のもの

	42,000円
--	---------

を

200平方メートルを超え300平方メー
トル以内のもの

300平方メートルを超え500平方メー
トル以内のもの

	35,000円
	41,000円

に、「63,000円」を「60,000円」に、

1,000平方メートルを超え2,000
平方メートル以内のもの

80,000円

を

1,000平方メートルを超え2,000
平方メートル以内のもの

77,000円

に、

「280,000円」を「270,000円」に、「510,000円」を「490,000円」
に改め、同項第10号中「25,000円」を「28,000円」に、「15,000円」を
「17,000円」に改め、同項第11号中「17,000円」を「20,000円」に改め、
同項第12号中「120,000円」を「130,000円」に改め、同項第13号中
「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第14号及び第15号中「33,000
円」を「37,000円」に改め、同項第16号中「27,000円」を「32,000円」に
改め、同項第19号中「180,000円」を「170,000円」に、「110,000円」を

「100,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同項第21号中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第23号及び第24号中「33,000円」を「37,000円」に改め、同項第26号、第30号、第35号、第37号、第38号及び第40号から第42号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第44号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第46号及び第47号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第48号及び第49号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第50号中「78,000円」を「85,000円」に、「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第51号及び第52号中「28,000円」を「26,000円」に改め、同項第53号中「6,400円」を「7,000円」に改め、同項第54号から第56号までの規定中「27,000円」を「32,000円」に改め、同項第57号中「120,000円」を「140,000円」に改め、同項第59号及び第60号中「27,000円」を「32,000円」に改め、別表第60項第1号中「第12条第1項又は第13条第2項」を「第11条第1項又は第12条第2項」に、「に係る審査」を「(同法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以下この項において同じ。)に係る審査」に改め、同号ア中「建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が基準省令第10条第1号に規定する工場等(以下この項において「工場等」という。)の用途以外の用途に供するものである」を「イからエまでに掲げる場合以外の」に改め、同号ア(7)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「290,000円」を「300,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積(建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く)」を「床面積(建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積)」に改め、同号ア(4)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、

「417,000円」を「443,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に改め、同表備考中「非住宅部分の床面積（建築物の増築又は改築をする場合において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く）」を「床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積）」に改め、同号イ中「全部が」の次に「基準省令第10条第1号に規定する」を加え、同号イ(7)の表中「33,000円」を「34,000円」に、「45,000円」を「46,000円」に、「102,000円」を「105,000円」に、「149,000円」を「154,000円」に、「183,000円」を「190,000円」に、「226,000円」を「234,000円」に、「311,000円」を「323,000円」に改め、同表備考中「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築する部分の床面積」に改め、同号イ(4)の表中「21,000円」を「22,000円」に、「28,000円」を「29,000円」に、「40,000円」を「41,000円」に、「95,000円」を「98,000円」に、「142,000円」を「147,000円」に、「175,000円」を「182,000円」に、「216,000円」を「224,000円」に、「300,000円」を「311,000円」に改め、同表備考中「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築をする部分の床面積」に改め、同号ウ中「一部が工場等」を「全部が住宅」に改め、同号ウ(7)及び(4)を次のように改める。

(7) (4)及び(4)に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円
200平方メートル以上のもの	48,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	80,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- (4) 仕様基準等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号イに規定する基準及び同号ロに規定する基準をいう。エにおいて同じ。）に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円
200平方メートル以上のもの	24,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円
50,000平方メートル以上のもの	857,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第1号ウに次のように加える。

- (ウ) 併用基準（基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及び基準省令第10条第2号ロ(2)に規定する基準並びに基準省令第1条第1項第2号ロ(1)及び基準省令第10条第2号イ(2)に規定する基準をい

う。エにおいて同じ。)に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
200平方メートル未満のもの	34,000円
200平方メートル以上のもの	36,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額 (1棟につき)
300平方メートル未満のもの	59,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の

床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
について算定するものとする。

別表第60項第1号に次のように加える。

エ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供
するものである場合 住宅の用途以外の用途に供する部分についてア又はイに掲げる区
分に応じて定める金額に、住宅の用途に供する部分について次に掲げる区分に応じて定め
る金額を合算した金額

(7) (i)及び(ii)に掲げるとき以外のとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	44,000円（当該建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第2号又は第3号に掲げる建築行為に該当することを確認できる書面（以下このエにおいて「確認書」という。）の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	48,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	80,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	207,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	293,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	566,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,815,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

- (4) 仕様基準等に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	23,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	24,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあ

っては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	38,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	62,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	109,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	162,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	292,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	491,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	857,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあっては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあっては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の

床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

(7) 併用基準に適合するものとして建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（確認書の添付がなされたものにあつては、6,600円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、11,000円）
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、132,000円）

25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	743,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（全ての住戸に係る確認書の添付がなされたものにあつては、299,000円）

備考 床面積の合計は、当該建築物の床面積（建築物の増築又は改築をする場合にあつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この備考において同じ。）について算定する。ただし、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をして当該建築物の新築、増築又は改築をする場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）について算定するものとする。

別表第60項第2号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア(7)の表中「230,000円」を「242,000円」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「290,000円」を「300,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「362,000円」を「383,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「510,000円」を「541,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「625,000円」を「663,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「736,000円」を「781,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「838,000円」を「889,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「1,041,000円」を「1,105,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号ア(8)の表中「89,000円」を「94,000円」に、「114,000円」を「118,000円」に、「18,000円」を「19,000円」に、「145,000円」を「153,000円」に、「28,000円」を「30,000円」に、「230,000円」を「244,000円」に、「79,000円」を「83,000円」に、「298,000円」を「316,000円」に、「123,000円」を「130,000円」に、「357,000円」を「378,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「417,000円」を「443,000円」に、「192,000円」を「204,000円」に、「538,000円」を「572,000円」に、「268,000円」を「284,000円」に改め、同号イ(7) a

の表中「43,000円（登録住宅性能評価機関）」を「44,000円（登録住宅性能評価機関等）」に、「第35条第1項」を「第30条第1項」に、「6,000円」を「6,600円」に、「47,000円」を「48,000円」に改め、同号イ(ハ)の表中「76,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」を「80,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）」に、「119,000円」を「126,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「195,000円」を「207,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「276,000円」を「293,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「532,000円」を「566,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「934,000円」を「992,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「1,707,000円」を「1,815,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イ(ハ) aの表中「22,000円」を「23,000円」に、「6,000円」を「6,600円」に、「23,000円」を「24,000円」に改め、同号イ(ハ) bの表中「36,000円」を「38,000円」に、「59,000円」を「62,000円」に、「21,000円」を「22,000円」に、「102,000円」を「109,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「152,000円」を「162,000円」に、「78,000円」を「83,000円」に、「275,000円」を「292,000円」に、「124,000円」を「132,000円」に、「462,000円」を「491,000円」に、「186,000円」を「198,000円」に、「807,000円」を「857,000円」に、「282,000円」を「299,000円」に改め、同号イに次のように加える。

(ハ) 誘導併用基準に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
200平方メートル未満のもの	34,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）
200平方メートル以上のもの	36,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、6,600円）

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額（1棟につき）
300平方メートル未満のもの	59,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、11,000円）

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	94,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、22,000円）
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	158,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、47,000円）
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	227,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円）
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	430,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、132,000円）
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	743,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、198,000円）
50,000平方メートル以上のもの	1,336,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、299,000円）

別表第60項第2号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項第3号中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第4号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第34条第2項第3号」を「第29条第2項第3号」に改め、同項第5号中「第36条第1項」を「第31条第1項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に、「第36条第2項」を「第31条第2項」に改め、同項第6号を削り、同項第7号中「（平成28年国土交通省令第5号）第11条」を「第13条」に、「において、当該建築物について建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く」を「あつては、当該増築又は改築をする部分の床面積。以下この号において同じ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「第29条」を「第28条」に改め、同号を同項第7号とし、同項を同表第61項とし、同表第59項中「に基づく事務」を「（平成24年法律第84号）に基づく事務」に改め、同項第1号ア⑦の表中「231,000円」を「244,000円」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「292,000円」を「302,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「364,000円」を「385,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「512,000円」を「543,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「627,000円」を「665,000円」に、

「125,000円」を「132,000円」に、「738,000円」を「783,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「840,000円」を「891,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「1,043,000円」を「1,107,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号ア(Ⅱ)の表中「91,000円」を「96,000円」に、「116,000円」を「120,000円」に、「20,000円」を「21,000円」に、「147,000円」を「155,000円」に、「30,000円」を「32,000円」に、「232,000円」を「246,000円」に、「81,000円」を「85,000円」に、「300,000円」を「318,000円」に、「125,000円」を「132,000円」に、「359,000円」を「380,000円」に、「156,000円」を「166,000円」に、「419,000円」を「445,000円」に、「194,000円」を「206,000円」に、「540,000円」を「574,000円」に、「270,000円」を「286,000円」に改め、同号イ(Ⅱ)中「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」を削り、同号イ(Ⅱ) aの表中「45,000円」を「47,000円」に、「(次項において「登録住宅性能評価機関」を「その他規則で定める機関(次項において「登録住宅性能評価機関等」に、「、8,000円」を「、8,700円」に、「48,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) bの表中「77,000円」を「82,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「121,000円」を「128,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「197,000円」を「209,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「278,000円」を「295,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「534,000円」を「568,000円」に、「126,000円」を「134,000円」に、「936,000円」を「994,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「1,709,000円」を「1,817,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) aの表中「24,000円」を「25,000円」に、「8,000円」を「8,700円」に、「25,000円」を「26,000円」に改め、同号イ(Ⅱ) bの表中「38,000円」を「40,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「61,000円」を「64,000円」に、「23,000円」を「24,000円」に、「104,000円」を「111,000円」に、「46,000円」を「49,000円」に、「154,000円」を「164,000円」に、「80,000円」を「85,000円」に、「277,000円」を「294,000円」に、「126,000円」

を「134,000円」に、「464,000円」を「493,000円」に、「188,000円」を「200,000円」に、「808,000円」を「859,000円」に、「283,000円」を「301,000円」に改め、同号イ(4)の次に次のように加える。

- (例) 誘導併用基準(基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に規定する基準並びに同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準をいう。次項において同じ。)に適合するものとして認定を受けようとするとき

a 一戸建て住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
200平方メートル未満のもの	36,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)
200平方メートル以上のもの	38,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、8,700円)

b 共同住宅又は長屋住宅

床面積の合計	金額(1棟につき)
300平方メートル未満のもの	61,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	96,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、24,000円)
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	160,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、49,000円)
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	229,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、85,000円)
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	432,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、134,000円)
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	745,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、200,000円)
50,000平方メートル以上のもの	1,338,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、301,000円)

別表第59項第1号ウ中「評価の方法の」を削り、「建築物の区分」を「区分」に改め、同項を同表第60項とし、同表中第31項から第58項までを1項ずつ繰り下げ、第30項の次に次の1項を加える。

3 1 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく事務

(1) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第15条第2項の規定に基づく輸出証明書（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第4条第1号に掲げるものに限る。）の発行 1件につき 870円

(2) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査

ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第1号に掲げる施設認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 20,900円

イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則第23条第2号に掲げる施設認定農林水産物等（飼料を除く。）に係る適合施設の場合 1件につき 10,400円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）又は第18条第3項若しくは第4項（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けた者であつて、建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、用途の変更、建築設備の設置又は工作物の築造の工事に着手しているものに係る建築物の確認等に対する審査の手数料については、なお従前の例による。

（調整規定）

3 この条例及び大津市手数料条例の一部を改正する条例（令和6年条例第69号。以下「令和6年改正条例」という。）による大津市手数料条例の改正については、同条例は、令和6年改正条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。